

社員・賛助会員に関する規約
一般社団法人希望を未来につなぐプロジェクト

(申込み)

- 第1 定款第2章に定める社員、及び賛助会員となるには、入社申込書に必要事項を記載し、所定の添付書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

(添付書類)

- 第2 社員となる事を希望する入社申込書には誓約書を添付しなければならない。
2 賛助会員となる事を希望する入社申込書には誓約書、及び法人・団体の場合には登記履歴事項証明書等を添付しなければならない。

(理事会の承認)

- 第3 第1に記載の申込書を提出した者は、理事会承認の日から、社員または賛助会員となる。

(会費)

- 第4 社員の会費は、理事会承認の日の翌日より5日以内に指定の口座へ納入する。
2 入会金 1,000 円・月会費 1,000 円(年払い 12,000 円)とし、月の途中で入社及び退社したときは、社員であった期間がその月の日数の半分を超える場合は、1カ月分を支払う。
3 退社した場合の年払いの会費については、第4の2に記載する社員であった期間分を除いた額から振込み手数料を引いた残金を、本人の指定する金融機関へ口座振込みにて速やかに返金する。但し、返金される会費に対する預金金利は付与されない。
4 入会金については、納入後は如何なる理由においても返金されない。
5 賛助会員の会費は、個人は年額 10,000 円、法人団体は年額 20,000 円とし、入会が承認された日の翌日より5日以内に、翌年同月日の前日までを1年間として、毎年会費を納入するものとする。
6 賛助会費の返金については、年の途中で退会した場合、又は如何なる理由においても返金はなされない。
7 前2項および5項の会費を6ヶ月以上支払わなかったときは除名とする。

(役割)

- 第5 社員は、当法人の役員となることをはじめ、当法人の事業に参加することができる。
2 賛助会員は、当法人の役員となることを除き、当法人の事業に参加することができる。

(退会)

- 第6 社員及び賛助会員は、当法人の事業に重大な影響を与えない限り、いつでも退社することができる。退社は書面で申し出るものとし、原則として書面が当法人に到達した日を退社日とする。

《この規定は、平成29年4月6日より施行》